電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金確認書

記載例

（表）

発行日　令和4年10月31日

現住所
世帯主氏名　　様

銚子市長　越川信一

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 支給要件確認書

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書について、令和４年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者[illegible]す。
以下の内容を[illegible]してください。

1 口座情報の記載の有無を確認

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日から２～４週間後（通帳を記帳して入金を確認して下さい。）（ただし、書類に不備があった場合、支給まで日数を要します。）
支給口座	○○銀行 ○○支店　普通　****000　チヨウシ　タロウ
支給額	50,000円

[illegible]記に口座情報が記載されている場合は、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」又は「特別定額給付[illegible]や、支給当時から世帯主が変更になっている場合など

2 確認欄の要件を確認

■確認欄（世帯主の方が、ご自身の世帯について下記の内容を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

□	①	世帯の全員（単身世帯の場合は世帯主本人）が、令和４年度住民税非課税です。
□	②	世帯の中に、令和４年度住民税課税者の被扶養者及び事業専従者である者はいません。
□	③	世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
□	④	既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。

- ①から④の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
- 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
- 確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
- 住民税上、扶養を受けているかどうか分からないときは、親や子どもなどの親族に確認してください。
- 意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- 上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

確認欄③、④に1つでも当てはまらない場合や、受給を辞退（拒[illegible]本給付[illegible]（□）にチェック（✓）を入れてください。

受給しない場合は✓

□ 私の世帯は給付金を受給しません

3 確認を終えたら署名

上記の確認内容に相違ありません。

世帯主氏名	銚子　太郎	確認日	令和 4 年 12 月 1 日	連絡先電話番号	0479-20-×××××

上記の口座情報に変更がない場合は、以上で確認書の記入は終わりです。（代理人が確認等を行う場合は、裏面の代理人欄を記[illegible]

4 ①口座情報が空欄、又は口座を変更する場合は✓をして、受取口座記入欄に口座情報を記入

◆[illegible]
以下のチ[illegible]

□ 下記の口座への振込を希望します。（本人確認書類と通帳等の写しを裏面に添付）

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義（カナ） ※世帯主名義　※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.信金 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 ※枝番がある場合は※欄にご記入ください		通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義（カナ） ※世帯主名義　※通帳の表記に合わせてください
貯金通帳の見開き左上、又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※			

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、コールセンター（0120-166-123）へお問い合わせください。

（裏）

5 世帯主の代理人として確認等を行う場合は記入

【代理確認・受給を行う場合】

	フリガナ / 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
代理人			明治・大正・昭和・平成　年　月　日	日中に連絡可能な電話番号　（　　）

上記の者を代理人と認め、価格高騰緊急支援給付金の（確認・請求 / 受給 / 確認・請求及び受給）を委任します。
←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

世帯主氏名	署名

6 添付書類が必要な場合は、添付書類を添付

振込先金融機関口座確認書類　添付欄

表面上部に口座の記載がない場合や、記載の口座以外の口座へ振込を希望される場合は、表面下部に記入した振込先希望口座が確認できるものの写しを提出してください。

【添付するもの】
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

本人（及び代理人）確認書類　添付欄

表面上部に口座の記載がない場合や、記載の口座以外の口座へ振込を希望される場合、又は代理人が確認（受給）する場合※には提出してください。
※「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受給した際に提出している場合でも提出が必要となります。

【添付するもの】
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、在留カード などの写し（いずれか１つ）
※代理人による場合は、本人及び代理人の両者の本人確認書類を添付
※法定代理人の場合は、法定代理人であることがわかるものの写しも添付